

美濃園ごみ焼却施設閉炉業務
発注仕様書

令和6年6月

香芝・王寺環境施設組合

第1章 総則

1 適用範囲及び目的

本仕様書は、香芝・王寺環境施設組合(以下「組合」という。)が発注する旧ごみ焼却施設閉炉業務(以下「本業務」という。)に適用する。

本業務は、令和6年8月末をもって運転を終了することが予定されている旧ごみ焼却施設(以下「旧施設」という。)について、解体が行われるまでの間、施設を適正に管理し、周辺環境の保全及び安全衛生管理の維持確保のため、残留廃棄物の除去及び清掃等を行うことを目的とする。

2 業務概要

旧施設を安全かつ適切に閉鎖するための作業を実施する。

本業務を実施するにあたっては、現行法令に規定されている指針を遵守し、公害防止に十分留意することはもとより、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について(平成13年4月25日付基発第401号の2厚生労働省労働基準局長通知)」及び「『廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱』の改正について(平成26年1月10日付基発0110第1号厚生労働省労働基準局長通知)」及びその別添の「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を遵守し、作業者のダイオキシン類ばく露防止対策の徹底を図るとともに、周辺地域に対する安全にも十分配慮して行うものとする。

なお、旧施設内に残存する廃棄物のうち、特別管理廃棄物に該当するものについては、特別管理廃棄物処理基準に則り適切に処理すること。

3 委託業務の名称

「美濃園ごみ焼却施設閉炉業務」

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務場所

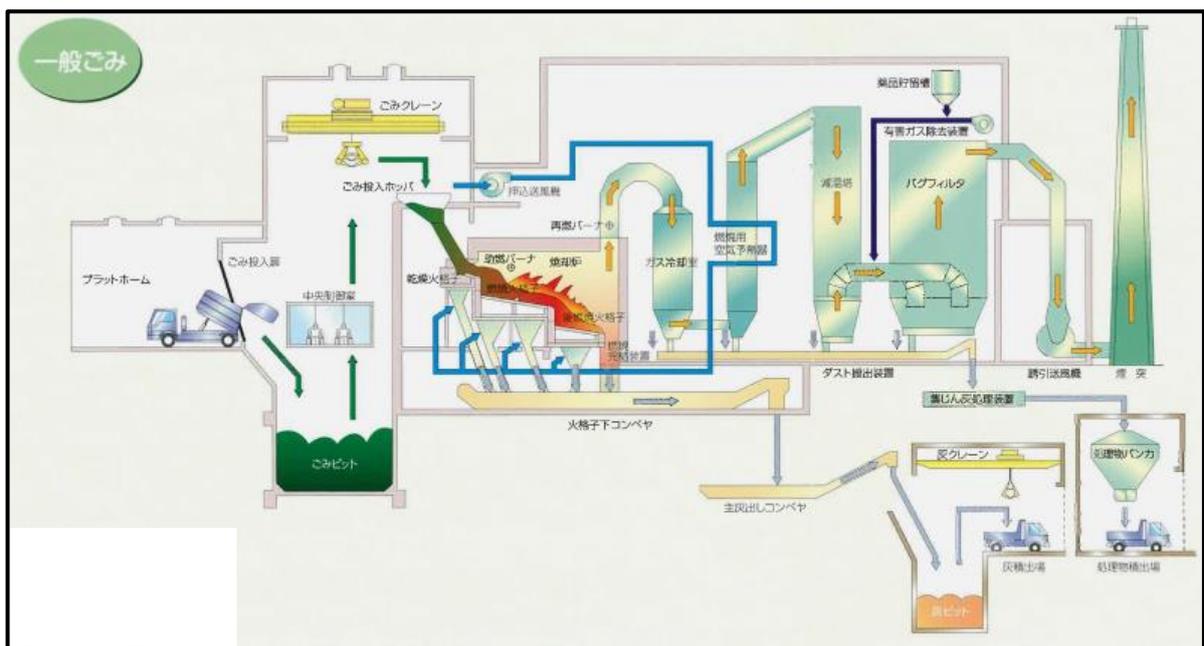
奈良県香芝市尼寺615番地

6 対象施設の概要

対象となる旧施設の概要を示す。

(1)ごみ焼却施設

- ・竣工:昭和57年6月
- ・建築面積:2,635㎡
- ・延床面積:3,665㎡
- ・構造:鉄筋コンクリート造・鉄骨造
- ・処理能力:150t/24h(75t/24h×2炉)
- ・処理方式:連続運転式ストーカ炉
- ・排ガス処理:バグフィルタ
- ・ばいじん処理:薬剤処理



7 疑義

本業務の遂行上疑義が生じた場合は、すみやかに組合と協議し、組合の意図を十分に理解した上で業務を遂行するものとする。

8 委託内容の変更

組合が必要であると認めた場合は、組合と受託者による協議の上、仕様内容を変更することができる。

9 秘密保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。

10 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、以下に掲げるものと、その他の関係法令、条例、指針、要綱等の最新のものを守らなければならない。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・建設業法
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・下水道法
- ・消防法
- ・河川法
- ・航空法
- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・計量法
- ・高圧ガス保安法
- ・危険物の規制に関する政令
- ・環境影響評価法
- ・電気事業法
- ・電気用品安全法
- ・電気工事士法
- ・ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインーダイオキシン類削減プログラムー
- ・ボイラ及び圧力容器安全規則
- ・水道施設の技術的基準を定める省令
- ・日本工業規格
- ・電気規格調査会標準規格
- ・奈良県及び組合構成市町(奈良県香芝市、奈良県北葛城郡王寺町)の関連条例及び規則等

第2章 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項を定めるものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な業務及びその費用並びに業務の性質上、当然必要とされる全ての業務及びその費用については、受託者が全て負担しなければならない。

なお、旧施設から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物(ただし、清掃作業に伴い発生する発生材を除く。)の運搬及び処分について、指定場所への仮置きや積み込み時の助勢等それらの準備行為として認められるものは本業務に含むが、業務場所場外への運搬及び処分行為自体は本業務に含まれないものとする。

2 発注者(組合)の負担範囲

電気使用量及び水道使用量は、発注者である組合の負担とするが、必要最小限の使用とすること。なお、旧施設に係る契約電力の見直しのため、本業務に必要な使用電力量の積算資料を本業務の着工前に組合に提出すること。(提出期限は組合と協議の上、定めるものとする。)

また、本業務の実施に伴う資材置場や車両の駐車場は無償貸与するが、事前に組合と協議を行い、組合の了承を得た上で対応すること。

3 配置技術者等

受託者は、本業務の遂行にあたり、次の技術者を配置しなければならない。

(1)廃棄物処理施設技術管理者

ごみ焼却施設の閉炉作業に関し、処理技術と計画設計・施工監理に十分な知識を有するとともに相当の経験を有する者とし、過去に同程度の規模の作業を施工した実績を有する技術者を専任で配置すること。

(2)その他

(1)に定めるもののほか、本業務の履行に必要な範囲で、有資格者を配置すること。ただし、配置に際しては事前に組合の許可を得ること。

4 関係官公庁及び地元自治会との協議

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃掃法」という。)第6条第3項の規定に基づく自治体間の事前協議に関し、必要な資料の作成等の支援を行うこと。その他、必要な範囲で組合の求めに応じて協力すること。また、受託者が本業務を遂行する上で官公庁及びその他関係者との協議・打合せが必要な場合は、誠意を持ってこれにあたり、その協議・打合せ内容について、速やかに議事録にとりまとめ、組合に報告すること。

また、地元自治会への説明等を行う際に、必要な範囲で組合の求めに応じて協力すること。

5 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査及び検討等は、原則として受託者が行うものとする。ただし、組合が所有し、本業務に利用可能な資料については、組合が認める範囲で受託者に貸与することができる。

6 提出書類

受託者は、本業務の履行にあたり、次の書類を提出しなければならない。

なお、提出後に変更が生じた場合は、速やかに変更を加えた資料を組合に提出すること。

(1) 契約締結後～着手時(各1部)

- ① 着手届
- ② 登録車両一覧表
- ③ 工程表
- ④ 契約額の内訳書(事業費総額に係る各業務の内訳額を記載したもの)
- ⑤ 業務履行計画書
- ⑥ 技術者配置書
- ⑦ 使用電力量の積算資料
- ⑧ その他、組合が指定するもの

(2) 業務履行中～完了時

- ① 業務完了届(1部)
- ② 成果物納品書(1部)
- ③ 成果物(紙媒体・電子データ各1部)
 - ・業務上行った各種分析結果報告書
 - ・協議、打合せ議事録
 - ・その他、組合が指定するもの

7 成果品の検査、納品及び委託料の支払

受託者は、本業務の履行にあたり下記内容を遵守しなければならない。

(1) 受託者は成果品完成後に組合の検査を受けなければならない。

(2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 組合の検査に合格後、成果品一式を納品し業務の完了とする。

(4)業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。なお、当該修正に係る費用は全て受託者の負担とする。

(5)本業務に係る委託料については、業務の完了後に受託者が適法な請求書を組合に提出し、それをもって組合は委託料の全額を支払うものとする。

第3章 業務内容

1 共通事項

作業にあたっての共通事項として、安全かつ適切に作業をするための足場組立及び解体撤去費、安全装置設置費、緊急救助用安全用具設置費、重機使用料、安全対策費、消耗機材費、養生費、廃棄物処理費等を受託者が適切に見込み、費用を負担すること。

設備・機器の清掃にあたっては、高圧洗浄、防臭剤・防虫剤等を使用して臭気及び害虫の発生を抑制すること。(臭気及び害虫が発生するおそれがない場合はこの限りではない。)なお、各廃棄物については、飛散や燻り等による事故発生を防ぐため、その性状に応じてフレコンバッグ、ドラム缶等を適切に選択し、安全に保管すること。洗浄に使用した水等についても適切な処理を行い、飛散・流出等の無いように手だてを講じること。

作業に伴い発生する発生材(廃プラスチックその他の廃棄物)について、廃掃法の規定に基づき、産業廃棄物として適正に運搬及び処分すること。特に、洗浄水の産業廃棄物処理にあたっては、特別管理廃棄物ではない事を証明するための水質分析を行ったうえで処分すること。

施工にあたり、資格者の配置が必要な場合については、受託者が選任、配置すること。(クレーンを使用して作業する場合のクレーン運転士等)

また、各廃棄物の取扱い前に、作業場所における事前分析を実施すること。

2 残留廃棄物の除去及び清掃に関する事項

(1)ごみピット等清掃業務

①ごみピットの清掃

- (ア) ごみピット内の残置廃棄物の抜取り及び清掃を行う。残留ごみの掻き集め及び下開き付フレコンバッグに詰めた後にプラットホーム内の指定場所へ仮置きする等適切に管理すること。
- (イ) 運搬用車両への積込時の助勢を行うこと。
- (ウ) ごみピット内の高圧洗浄の際は、床面及び側面その他必要な箇所を洗浄する。

(工) 特記事項

○ごみピット内の残置廃棄物の想定残量は、約 1,170 立方メートル以下を想定。

○ショベルをごみピット内に降ろし、残留ごみを掻き集め袋詰め後、クレーン等を用いて屋外に搬出することは可とする。ただし、周辺への残留物及び汚水の飛散や流出の無いよう手だてを講じること。

②ごみクレーン及びごみホッパ内部の清掃

(ア) ごみクレーンに付着したごみの除去及びクレーンの清掃を行う。

(イ) ごみホッパ内部のごみの抜き取り及び清掃を行う。

(2) 灰ピット・処理物バンカ等清掃業務

①灰ピットの清掃

(ア) 灰ピット内の残置廃棄物の抜き取り及び清掃を行う。

(イ) 灰ピット内の残置廃棄物の想定残量は、約 40 立方メートル以下を想定。

②集じん灰サイロの清掃

(ア) 集じん灰サイロ内の残置廃棄物の抜き取り及び清掃を行う。

(イ) 集じん灰サイロ内の残置廃棄物の想定残量は、約 1 立方メートル以下を想定。

③処理物バンカ内部の清掃

(ア) 処理物バンカ内の残置廃棄物の抜き取り及び清掃を行う。

(イ) 処理物バンカ内の残置廃棄物の想定残量は、約 1 立方メートル以下を想定。

④灰クレーンの清掃

(ア) 灰クレーンに付着した残留物の除去及びクレーンの清掃を行う。

(3) 焼却炉・ガス冷却室清掃業務

①焼却炉の清掃

(ア) 旧施設内に存在する全ての焼却炉の内部清掃を行う。その際、焼却残渣等の残存物の抜き取り作業を行い、適切な漏洩防止措置を施すこと。

(イ) 焼却炉(2基)に残存する廃棄物の想定残量は、約 20 立方メートル以下を想定。

②ガス冷却室の清掃

(ア) 旧施設内に存在する全てのガス冷却室内の残置廃棄物の抜き取り及び清掃を行う。

(イ) ガス冷却室(3基)の残置廃棄物の想定残量は、約 30 立方メートル以下を想定。

下を想定。

(4) 燃焼用空気予熱器・減温塔清掃業務

① 燃焼用空気予熱器の清掃

- (ア) 旧施設内に存在する全ての燃焼用空気予熱器内の残置廃棄物の抜取り及び清掃を行う。
- (イ) 燃焼用空気予熱器(3基)の残置廃棄物の想定残量は、約 30 立方メートル以下を想定。

② 減温塔の清掃

- (ア) 旧施設内に存在する全ての減温塔内の残置廃棄物の抜取り及び清掃を行う。
- (イ) 減温塔(3基)の残置廃棄物の想定残量は、約 30 立方メートル以下を想定。

(5) 集じん装置(バグフィルタ)清掃業務

① 集じん装置(バグフィルタ)の清掃

- (ア) 旧施設内に存在する全ての集じん装置(バグフィルタ)のろ布、リテーナー及び残置廃棄物の抜取りを行う。その後、装置内部の清掃を行う。
- (イ) 抜き取ったろ布、リテーナー及び残置廃棄物については、フレコンバッグに詰める等、有害物の飛散防止措置を講じること。
- (ウ) 集じん装置(バグフィルタ)(2基)に残置するろ布については約 25 立方メートル以下を想定。同様に残置する廃棄物の想定残量は、約 10 立方メートル以下を想定。

(6) 電気集じん器清掃業務

① 電気集じん器の清掃

- (ア) 旧施設内に存在する全ての電気集じん器内の残置廃棄物の抜取り及び清掃を行う。
- (イ) 電気集じん器(1基)の残置廃棄物の想定残量は、約 5 立方メートル以下を想定。

(7) 煙突頂部閉止板取付業務

① 煙突頂部への閉止板の取付

旧施設煙突頂部に閉止板を取り付ける。その際、雨水の進入を防ぐ措置とともに、突風等で外れないよう措置を講じること。

(8)各搬送コンベヤ清掃業務

①各搬送コンベヤの清掃

- (ア) 旧施設内に存在する全ての搬送コンベヤ内部の清掃を行う。その際、残留物のはつり作業を行い、詰込み等により流出・飛散防止措置を施すこと。
- (イ) 各搬送コンベヤの残置廃棄物の想定残量は、約 25 立方メートル以下を想定。

(9)燃料貯留槽清掃業務

①燃料貯留槽の清掃

- (ア) 旧施設にて使用していた燃料貯留槽内の残置廃棄物の抜取り及び清掃を行う。また、残留物の流出・漏洩の防止のため、閉止板の取り付けも行うこと。
- (イ) 燃料貯留槽の残置廃棄物の想定残量は、約 1 立方メートル以下を想定。

(10)各汚水槽・排水槽清掃業務

①各汚水槽・排水槽の清掃

- (ア) 旧施設内に存在する全ての汚水槽・排水槽内の残置廃棄物の抜取り及び清掃を行う。
- (イ) 各汚水槽・排水槽の開放段取り、各マンホール開放・閉止作業、排水作業及びごみの除去を行う。
- (ウ) 汚水については、バキューム等で吸い上げ、底部に残存しているヘドロ及び汚泥を除去した後、洗浄作業を行うこと。
- (エ) 各水槽内における残置廃棄物の想定残量は、次の通りとする。
 - ・ごみピット汚水槽－約 45 立方メートル以下を想定
 - ・灰ピット汚水槽－約 20 立方メートル以下を想定
 - ・その他各排水槽－約 65 立方メートル以下を想定

(11)各薬品槽清掃業務

①各薬品槽の清掃

- (ア) 旧施設内に存在する全ての薬品槽(噴霧器等も含む。)内の残薬品の抜取り及び清掃を行う。抜き取った薬品については、安全な容器で保管すること。
- (イ) 各薬品槽における残置廃棄物の想定残量は、次の通りとする。
 - ・消石灰サイロー約 5 立方メートル以下を想定
 - ・キレートタンク約 1 立方メートル以下を想定

第4章 その他事項

1 安全管理

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、安全に特に留意するものとし、万が一、事故が発生した場合には、適切に措置を講ずるとともに、その原因、処理経過等を速やかに組合に報告しなければならない。
- (2) 周辺地域の住民等の安全確保及び施設運営に支障をきたさないよう、関係機関と十分に調整を図り、措置を講じること。

2 その他

本仕様書に定めのない事項については、組合と受託者が協議の上、これを決定するものとする。